



® 平成 29 年 11 月 30 日 (木)

No. 14580 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [155] (1)

☆注目不正競争防止法判例紹介 [2] (10)

☆知的財産研修会(新春知財セミナー) (12)

弁理士の眼

155

特許出願「鋼管ポール」拒絶審決取消請求事件

ー知財高裁平成29(行ケ)10001.平成29年9月19日(4部)判決<認容/審決取消>ー

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

〔キーワード〕 補正却下の不服審判請求、引用例と
周知例、補正発明の進歩性欠如、本願発明の進
歩性欠如、看過相違点の容易想到性

28年11月18日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告(ヨシモトポール株式会社)は、平成
26年6月5日、発明の名称を「鋼管ポールおよ

【主 文】

1 特許庁が不服2015-20893号事件について平成

国内外一貫担当・信頼の事務管理体制・厳選した海外代理人との強固なネットワーク



50Years
Anniversary
since 1967

わかば国際特許事務所

所長 弁理士 宮崎昭夫

<http://www.wakabapat.jp/>

〒108-0014 東京都港区芝五丁目26-24 田町スクエア3階

TEL: 03-6435-0309 FAX: 03-6435-1610

びその設置方法」とする特許出願 (特願2014-116674号) をし、平成27年7月16日、その特許請求の範囲等を補正した (甲5、11。以下、この補正を「本件補正」という。)

(2) 原告は、平成27年8月20日、本件補正を却下され、本願について拒絶査定を受けた (甲12、13)。

(3) 原告は、平成27年11月25日、これらに対する不服の審判を請求した (甲14)。

(4) 特許庁は、これを不服2015-20893号事件として審理し、平成28年11月18日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書 (写し) 記載の審決 (以下「本件審決」という。) をし、同年12月6日、その謄本が原告に送達された。

(5) 原告は、平成29年1月4日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

本件補正後の特許請求の範囲請求項1の記載は、次のとおりである。以下、本件補正前の請求項1に記載された発明を「本願発明」と、本件補正後の請求項1に記載された発明を「本件補正発明」といい、本件補正後の明細書 (甲5、8、11) を、図面を含めて「本願明細書」という。

【請求項1】 灯具、信号機、標識、アンテナなどの装柱物を支持する支柱と、前記支柱の下端部を固定する鋼製基礎とを有する鋼管ポールであって、前記鋼製基礎は上下に貫通した筒状の基礎体から構成され、前記基礎体と前記支柱とは締付部材により締め付け固定され、前記基礎体は地中に埋設され、前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出していることを特徴とする鋼管ポール。

3 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書 (写し) のとおりである。要するに、①本件補正は特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるところ、本件補正発明は、下記アの引用例に記載された発明 (以下「引用発明」という。) 並びに下記イの周知例1及び下記ウの周知例2に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法29条2項の規定により特許を受けることができるもので

はないから、本件補正は、同法17条の2第6項において準用する同法126条7項に違反し、却下すべきものであるとした上で、②本願発明は、引用発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、同法29条2項の規定により特許を受けることができない、というものである。

ア 引用例：実願昭61-155521号 (実開昭63-59973号) のマイクロフィルム (甲1)

イ 周知例1：特開2003-328354号公報 (甲2)

ウ 周知例2：登録実用新案第3114768号公報 (発行日平成17年10月27日。甲3)

(2) 本件補正発明と引用発明との対比

本件審決は、引用発明並びに本件補正発明と引用発明との一致点及び相違点を以下のとおり認定した。

ア 引用発明

安全柵、ポール、案内用のロープ張り、その他簡易車庫等構造物の柱状物と、ベースの中央部にパイプを溶接で強固に突設し、平板状の羽根をベースのパイプ取付面の四隅に配設し、羽根の一辺をパイプ側面と固着させていて、炭素鋼を使用し、土中に埋込んで柱状物を支持する支持基礎とを有する柱状物構造であって、ベースのパイプの取付部に貫通穴を設けることにより、柱状物は、柱先端部がパイプ及びベースを貫通して土中に突出している柱状物構造。

イ 本件補正発明と引用発明との一致点及び相違点

(ア) 一致点

支柱と、前記支柱の下端部を固定する鋼製基礎とを有する鋼管ポールであって、前記鋼製基礎は上下に貫通した筒状の基礎体から構成され、前記基礎体は地中に埋設され、前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出している鋼管ポール。

(イ) 相違点1

「支柱」に関して、本件補正発明は、「灯具、信号機、標識、アンテナなどの装柱物を支持する支柱」であるのに対し、引用発明は、「安全柵、ポール、案内用のロープ